

○ 総務省令第 号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第七十五条の規定に基づき、郵便法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

郵便法施行規則の一部を改正する省令

郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

		改 正 後		
	(兼業)		改 正 前	
2	第十八条の三 国家機関、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人、地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職に就き、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事することについては、総務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認められる場合のほかは、法第六十三条第二項ただし書の規定により、これを承認することができない。	二 郵便認証司の職務の適正な遂行を妨げる特別な利害関係が生じないこと。 一 郵便認証司の職務の遂行に支障が生じないこと。	二 郵便認証司の職務の適正な遂行を妨げる特別な利害関係が生じないこと。 一 郵便認証司の職務の遂行に支障が生じないこと。	
3	第十八条の三 国家機関、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人、地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職に就き、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事することについては、総務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認められる場合のほかは、法第六十三条第二項ただし書の規定により、これを承認することができない。	三 郵便認証司の信用又は品位を害するものでないこと。 二 前項の規定にかかわらず、会社が次項の兼業状況報告書を提出した場合において、当該報告書に記載されている郵便認証司については、当該郵便認証司が会社に次の各号に掲げる国家機関又は地方公共団体の機関の職であつて、非常勤のものに就く旨の意思を表示した日に法第六十三条第二項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）の規定による児童委員 二 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の規定による消防団員 三 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の規定による学校評議員 四 民生委員法（昭和二十三年法律第二百九十八号）の規定による民生委員 五 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の規定による社会教育委員又は公民館運営審議会の委員 六 公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）の規定による投票管理者、投票立会人、開票立会人又は選挙立会人 七 保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）の規定による保護司 八 警察法（昭和二十九年法律第二百六十二号）の規定による警察署協議会の委員 九 自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）の規定による予備自衛官 十 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第二百六十二号）の規定による教育委員会の委員又は学校運営協議会の委員 十一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定による地方防災会議の委員 一二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百十号）の規定による都道府県国民保護協議会の委員又は市町村国民保護協議会の委員 十三 統計法（平成十九年法律第五十三号）の規定による統計調査員 十四 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第二百三十四号）の規定による鳥獣被害対策実施隊員 十五 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の規定によるスポーツ推進委員	三 郵便認証司の信用又は品位を害するものでないこと。 二 前項の規定にかかわらず、会社が次項の兼業状況報告書を提出した場合において、当該報告書に記載されている郵便認証司については、当該郵便認証司が会社に非常勤の消防団員の職に就く旨の意思を表示した日に法第六十三条第二項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。 一 郵便認証司の職務の遂行に支障が生じないこと。 【新設】	三 郵便認証司の信用又は品位を害するものでないこと。 二 前項の規定にかかわらず、会社が次項の兼業状況報告書を提出した場合において、当該報告書に記載されている郵便認証司については、当該郵便認証司が会社に非常勤の消防団員の職に就く旨の意思を表示した日に法第六十三条第二項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。 一 郵便認証司の職務の遂行に支障が生じないこと。
3	会社は、毎月末現在における前項各号に掲げる職であつて、非常勤のものに就いている郵便認証司の状況について、別記様式第三の二による報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の十日までに総務大臣に提出しなければならない。	会社は、毎月末現在における非常勤の消防団員の職に就いている郵便認証司の状況について、別記様式第三の二による報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の十日までに総務大臣に提出しなければならない。		

## 別記様式第三の二（第十八条の三関係）

## 郵便認証司兼業報告書

## 別記様式第三の二（第十八条の三関係）

## 郵便認証司兼業報告書

郵便認証司兼業報告書			郵便認証司兼業報告書		
郵便認証司番号	ふりがな 氏名	兼ねている職の名称	年	月	日現在
		会社に郵便法施行規則第18条の3第2項各号に掲げる職に就く旨の意思を表示した日	年	月	日現在

備考　表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全文にわたった傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の郵便法施行規則第十八条の三第二項及び第三項の規定は、この省令の施行後に日本郵便株式会社に同条第二項各号に掲げる職であつて、非常勤のものに就く旨の意思を表示した郵便認証司について適用する。